

# 農林水産業・食品産業における 知的財産の創造・保護・活用について

平成19年7月

農林水産省知的財産戦略本部事務局

## 【目次】

- 1 「知的財産」について
- 2 農林水産分野においてなぜ今「知的財産」か
- 3 農林水産分野の知的財産について
- 4 植物新品種の育成者権について
- 5 和牛等家畜の遺伝資源について
- 6 特許権について
- 7 地域ブランド・商標権について
- 8 研究成果の活用について
- 9 政府及び農林水産省の取組について  
～ 農林水産省知的財産戦略の策定～

# 1 「知的財産」について

# 「知的財産」とは

「知的財産」及び「知的財産権」は、法律上平成14年12月に制定された「知的財産基本法」で初めて定義された。

- それまでは、有体物ではないが産業上財産的な価値を持つものについては「工業所有権」、「知的所有権」、「無体財産」などと呼ばれていた。ただし、その範囲や定義は明確でなかった。
- 知的な価値をどうとらえるかは、資本主義経済の中で発達、変遷してきている。近年、社会が成熟するに従って付加価値の重要性が高まるとともに、ITによる情報化の進展で、「情報」がますます重要な財として認識されてきており、それを法的に保護する「知的財産権」の対象範囲も、法律の整備・改正により拡大している。

## 知的財産

### 創造的活動の成果

特許技術、植物の新品種、著作物等、知的財産権の対象となるもの  
その他、人間の創造的活動により生み出されるもの  
発見・解明された自然法則・現象であって産業上利用可能性のあるもの等

### 商品又は役務の表示

商標  
商号 等

### 事業に有用な情報

営業秘密 等

## 知的財産権

知的財産に関して法令により定められた権利  
法律上保護される利益に係る権利

### 知的創造物の保護

- **特許権** (特許法)
- **実用新案権** (実用新案法)
- **意匠権** (意匠法)
- **著作権** (著作権法)
- **回路配置利用権**  
(半導体の集積回路の回路配置に関する法律)
- **育成者権** (種苗法)
- **営業秘密** (不正競争防止法)

### 営業標識の保護

- 商標権** (商標法)
- 商号** (会社法、商法)
- **商品表示、形態等**  
(不正競争防止法)

# 知的財産権

創作意欲  
を刺激

## 知的創造物についての権利

### 特許権(特許法)

発明を保護  
出願から20年

### 実用新案権 (実用新案法)

物品の形状等の考案を保護  
出願から10年

### 意匠権(意匠法)

物品のデザインを保護  
登録から15年

### 著作権(著作権法)

文芸、芸術、美術、音楽、プログラム等の  
精神的作品を保護  
死後50年(法人は公表後50年、映画  
は公表後70年)

### 回路配置利用権

(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

半導体集積回路の回路配置  
を保護  
登録から10年

### 育成者権(種苗法)

植物の新品種を保護  
登録から25年(樹木30年)

### 営業秘密 (不正競争防止法)

ノウハウや顧客リストの盗用  
など不正行為を禁止

信用の維持

## 営業標識についての権利

### 商標権(商標法)

商標を保護  
登録から10年(更新あり)

### 商号(会社法、商法)

登記された商号を保護

### 商品表示、形態等 (不正競争防止法)

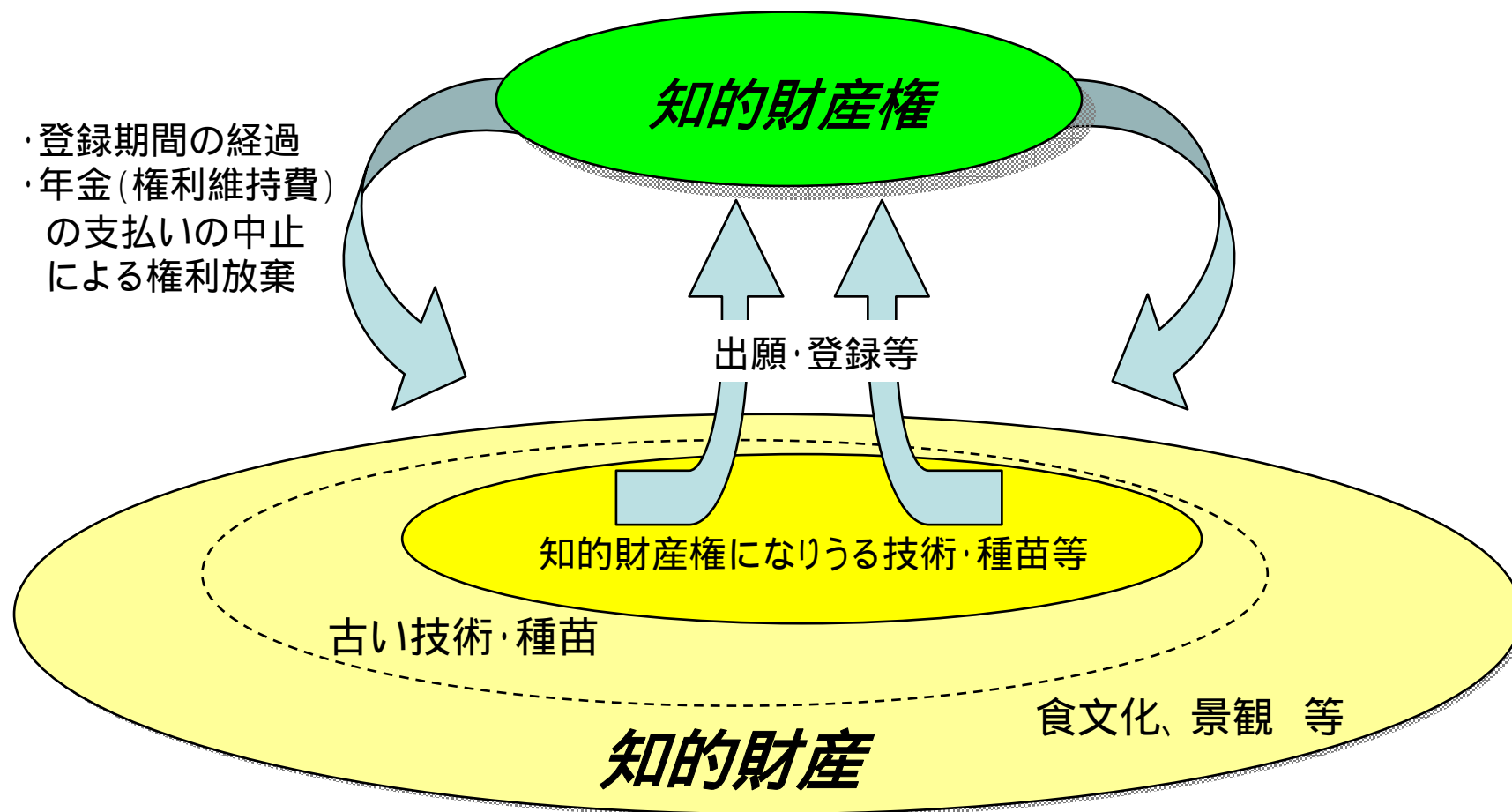
原産地等の虚偽表示  
商品形態のデッドコピー  
ドメインネームの不正取得等

★は、査定、登録、登記等の行為なく  
保護されるもの

出典:特許庁ホームページ

# 「知的財産」と「知的財産権」の関係

「知的財産権」を取得できる知的財産は一部。



## 2 農林水産分野においてなぜ今「知的財産」か

# 我が国農林水産業を取り巻く状況

## 世界の経済・社会の変化

### 経済構造の急速な変化

- ・ 経済のグローバル化
- ・ 途上国(中国・インド等)の経済成長、技術力の向上

農林水産業・食品産業の分野でも、「もの」づくりに加えて、「情報」づくりが重要に

人口増加、地球温暖化、エネルギー資源の枯渇が食料生産・需給にも影響

食料を考える場合でも、新しい技術・発明という「知」的創造活動が重要に

## 国内の現状

### 農林水産業の厳しい状況

- ・ 農林水産業者の高齢化・担い手の減少
  - ・ 海外の農林水産品・食品との競争激化
- 価値ある「情報」による付加価値競争が重要に

### 農林水産業を取り巻く状況の変化

- ・ 人口減少、少子高齢化の食料需要への影響
  - ・ 消費者の嗜好の変化、価値観の多様化
  - ・ 情報化の進展によるマーケティング手法の変化
  - ・ 農外企業との連携、農外企業の参入
- 新しい環境に対応して、「情報」を活用した活動が重要に

農林水産業の競争力強化と農山漁村地域の活性化

これらを担うのは、意欲と能力のある経営体(担い手)と新たなチャレンジを行うとする地域

食料・農業・農村基本計画(平成17年3月閣議決定)

森林・林業基本計画(平成18年9月閣議決定)

水産基本計画(平成19年3月閣議決定)

「知的財産」は、  
付加価値の創造  
産業の高度化  
新しい課題への対応  
を可能とするものであり、  
今後ますます重要に。

農林水産業の競争力強化と農山漁村地域の活性化のためには、「知的財産」を継続的に生み出し、又は埋もれているものを再発見し(創造・発掘)、それを経済的価値につなげていく(活用)との経営体・地域の取組を支援することが重要。

### 3 農林水産分野の知的財産について

# 農林水産分野の知的財産

## ■ 農水省所管の知的財産権制度

種苗法 (植物新品種の保護に係る育成者権)

(参考) その他の知的財産権制度の所管  
特許法、実用新案法、意匠法、  
商標法 経済産業省  
著作権法 文部科学省

## ■ 知的財産権の利用

- 特許権 (実用新案権) 研究開発、農林水産業の現場における技術・ノウハウ
  - 商標権 農林水産物・食品、地域ブランドの名称
- これ以外にも、意匠権ではペットボトル等の包装や農器具等、著作権では転作プログラムの例がある。

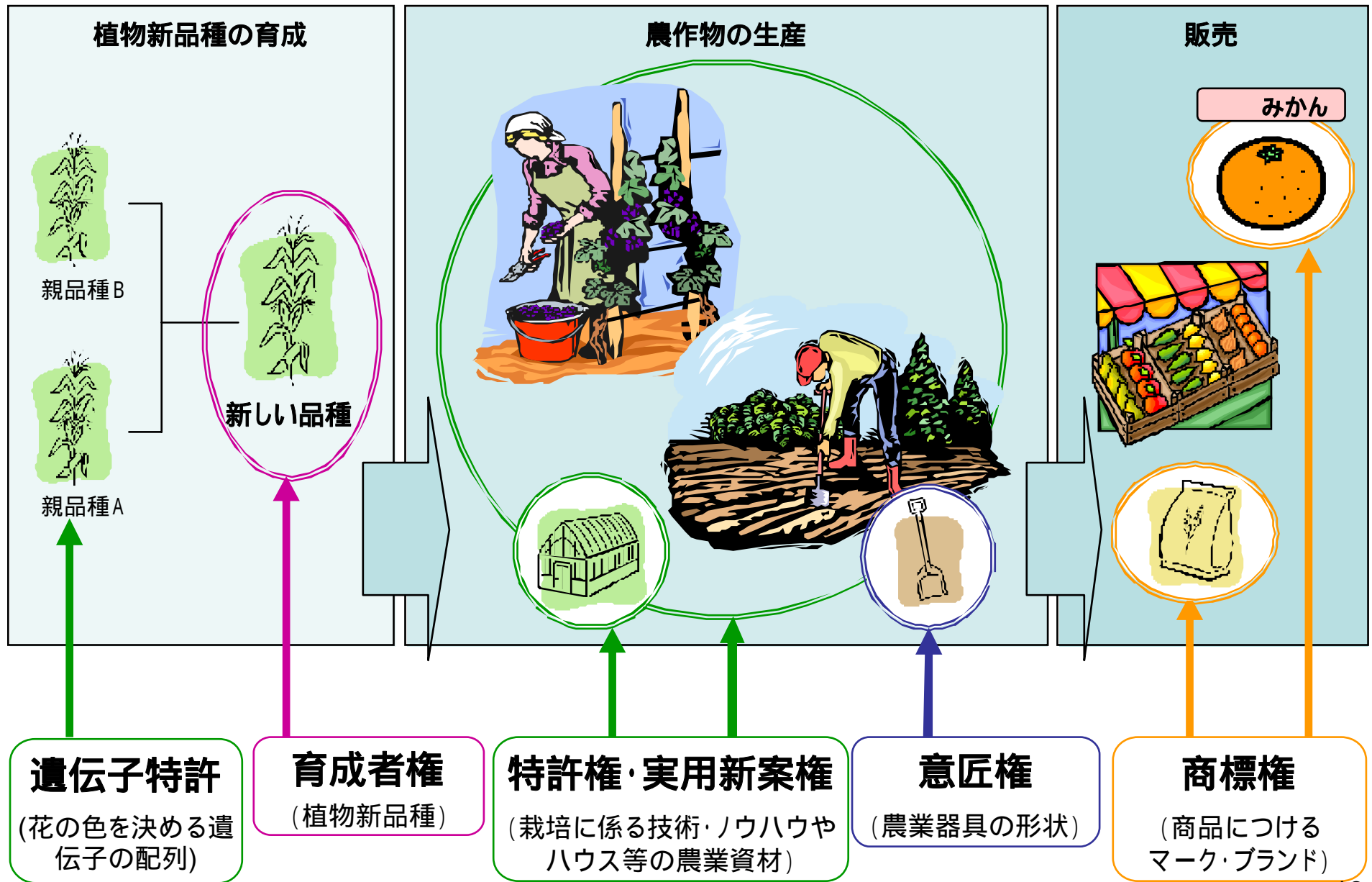
## ■ 権利とはならない知的財産

- 権利の保護期間が過ぎた種苗・技術等
- 新規性のない既存の種苗・技術等
- 動物の品種

人々の長年の努力や営みの蓄積によって価値が認められるようになったもの

- ブランド(地域ブランド、日本ブランド、企業ブランド等)
- 食文化、伝統文化
- 人々の手によってつくられた農村景観

# 農業における知的財産権(例)



## 農林水産業・食品産業においても知的財産を意識して行動することが必要

### 新しい技術・ノウハウ、種苗の開発・育成

特許をとるのか、秘匿するのか、公開するのか。  
特許は出願だけか、審査請求するのか、いつまで維持するのか。  
商標権、意匠権は取得するのか。植物新品種登録を受けるのか。  
技術や種苗の利用をどこにいくらで許諾するのか。  
権利侵害があった場合の対応。

### 新しい商品の販売、地域食品の販売

商標を取得するかどうか。いつまで維持するのか。  
地域団体商標を出願するかどうか。  
模倣品が出てきた場合の対応。

### 農林水産物・食品の輸出

商標を取得するかどうか。どこの国で取得するか。  
いつまで維持するのか。  
商標が取得できない場合の対応。  
模倣品が出てきた場合の対応。  
海外での育成者権の取得をどうするか。

### 視察・研修の受け入れ

戦略的技術・商品の扱い  
種苗、植物体の管理

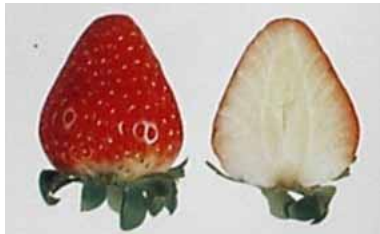
## 4 植物新品種の育成者権について

# 植物新品種の育成者権

「育成者権」を有する者(育成者権者)は、業として、登録品種の「種苗」、場合によっては「収穫物」及び政令で定める「加工品」について、その生産、譲渡、輸出、輸入又は保管等を行う権利を専有する。(種苗法)

## 登録品種の例

### イチゴの例



さがほのか  
(佐賀県)



とちおとめ  
(栃木県)



福岡S6号  
(商標名:あまおう)  
(福岡県)



とよのか(権利消滅)  
(農水省試験場)

等

### イネの例

ほしのゆめ  
(北海道)

ひとめぼれ  
(宮城県)

はえぬき  
(山形県)

コシヒカリ新潟  
BL1号  
(新潟県)

等 15

# 植物新品種の保護制度の概要

植物の新品種については、種苗法に基づく品種登録により、それを業として利用する権利(育成者権)を専有させる制度がある。

「育成者権」を有する者(育成者権者)は、業として、登録品種の「種苗」、場合によっては「収穫物」及び政令で定める「加工品」について、その生産、譲渡、輸出、輸入又は保管等を行う権利を専有する。

品種登録の出願は、育成後、最初の譲渡から1年以内(外国での譲渡は4年以内)に出願しなければ認められない。

## 出願・登録の手続き

農林水産省種苗課に出願

審査

登録

登録の要件

- ・区別性
- ・均一性
- ・安定性
- ・未譲渡性(最初の販売から1年以内。外国のものは4年以内。)
- ・名称の適切性

(権利が発生)

- ・登録日から25年(果樹等永年性植物は30年)
- ただし、登録料の支払いがないと権利消滅

権利の平均存続期間は5.3年(平成19年2月現在)

利用するには権利者の許諾が必要。許諾を得ずに利用した場合は権利侵害。

- ・民事上の請求  
警告、差止め、損害賠償、信用回復の措置
- ・刑事罰  
10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)

## 出願・登録にかかる費用

出願料		47,200円
年間登録料 (1年分の額)	1～3年	6,000円
	4～6年	9,000円
	7～9年	18,000円
	10～30年	36,000円

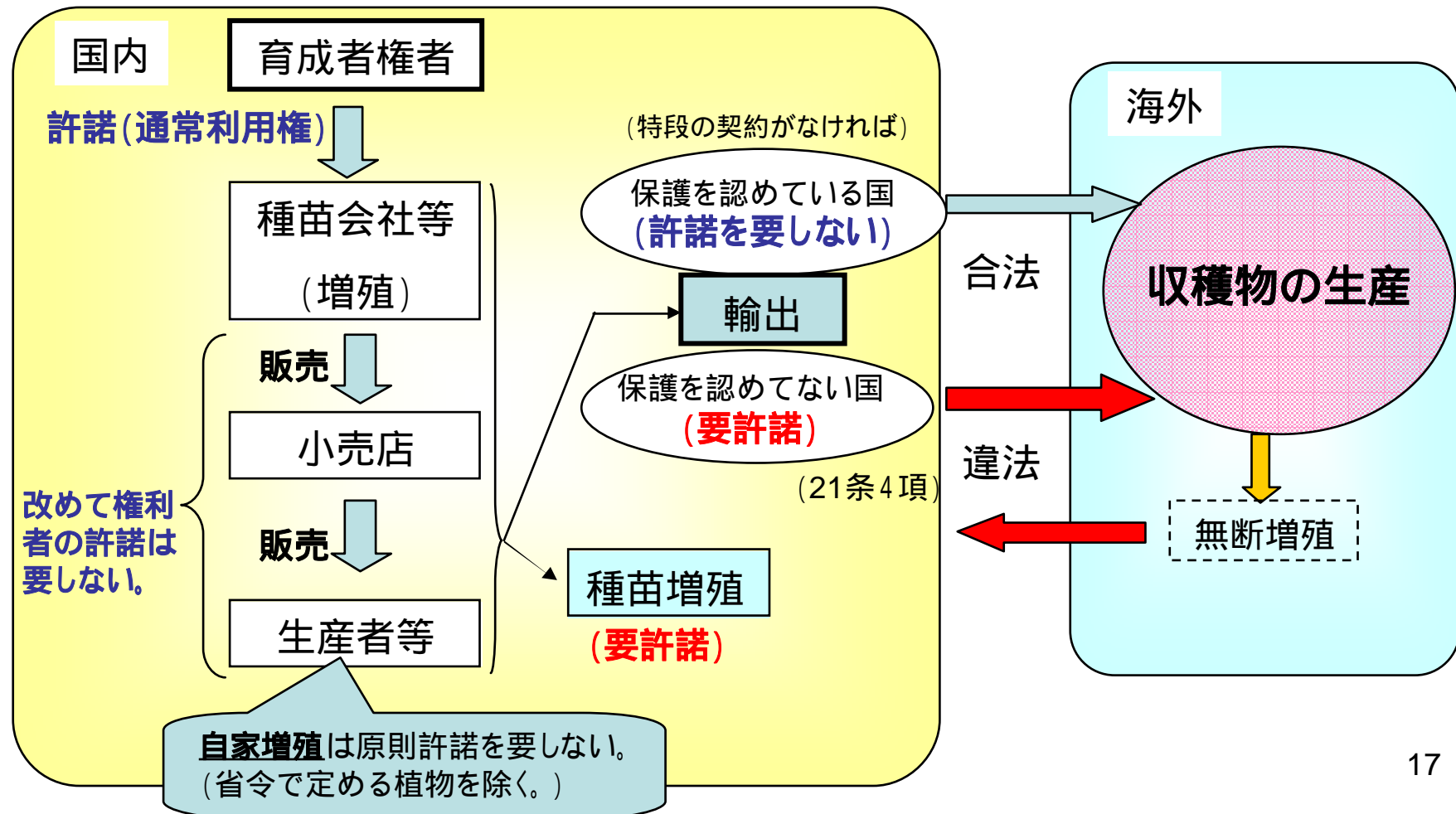
## 出願・登録に係るデータ

出願件数(18年度)	1,290件
登録件数(18年度)	1,235件
平均審査期間	2.9年
審査官数	23人

# 育成者権の及ぶ範囲

登録品種の種苗を増殖する場合には、育成者権者の許諾が必要。

登録品種の種苗を、その植物を対象とした品種保護制度のない国に持ち出す場合には、育成者権者の許諾が必要。



# 国内外の植物新品種の保護の仕組み

## UPOV条約

(植物の新品種の保護に関する国際条約)

加盟すれば、条約に沿った国内制度を整備しなければならない。

### 日本国内

#### 種苗法

登録により育成者権が発生  
(登録の日から25年間。木本植物は30年間。)

#### 関税法

育成者権侵害物品の輸入及び輸出を禁止。

無断で販売、増殖、海外への持ち出し、輸入等した場合、

#### 差止請求

(侵害の停止、予防)

物の廃棄、設備の除去等

#### 信用回復措置請求

(謝罪広告の掲載等)

民法に基づく損害賠償又は不当利得の返還

罰則の適用

海外で無断増殖された物が輸入される場合、それを税関で差止。

ただし、差止申立には侵害事実の疎明が必要。

輸入  
輸出

### 外国

#### 法令

その国の植物の新品種を保護する法律により対応

その国に植物新品種を保護する制度がなければ保護されない。

制度があっても、保護対象植物が限定されている場合、対象植物でなければ保護されない。

制度があり、保護対象であっても、取締体制が不十分であれば、実質的に保護されない。

## 植物新品種の育成者権侵害の事例

### 雪手亡（いんげん豆）

中国に種苗が無断で持ち出され、我が国に輸入されていたことについて、平成14年2月、北海道が輸入業者に対して警告、輸入業者が輸入を自粛。



### ひのみどり（い草）

中国に種苗が無断で持ち出され、栽培されていたことについて、平成15年12月、熊本県が、税関に対して輸入差止めを申立て。平成17年3月、長崎税関支署が八代港から輸入されようとした「ひのみどり」のいぐさを摘発し、刑事告発。平成18年2月、有罪判決。



### 紅秀峰（おうとう）

オーストラリアに種苗が無断で持ち出されたことについて、平成17年11月、山形県が豪州で果実の生産・販売を営む者等を刑事告訴。



## 5 和牛等家畜の遺伝資源について

# 和牛とは

「和牛」とは、以下の4品種とこれらの交雑種とすることが、食肉の表示に関する公正競争規約で定められている。

以下の4品種は、明治期の外国種との交配も含め、品種の固定や育種・改良の取組を経て、固定種とみなしうるまで改良され、現在、血統登録が行われている。

## ● 黒毛和種



古くから飼われていた牛で小格で前勝ちの体型。1918～20年に各県で登録が開始され、44年に固定した品種と結論。48年に全国和牛登録協会が発足し、登録は一元的に実施。被毛色は黒褐単色。

	体高	体重
雄	147cm	720kg
雌	130cm	450kg

肉質に優れ「霜降り肉」を生産する。

## ● 褐毛和種



熊本では1923年に標準体型が作成され登録が開始。放牧飼養に適する牛として改良。

高知では、1939年から登録を開始。

ともに44年に「褐毛和種」として認定。48年全国和牛登録協会に登録。51年に日本あか牛登録協会が発足(熊本)。

被毛色は黄褐色から赤褐色。耐暑性に優れ、粗飼料利用率も高い。

(熊本系)	体高	体重
雄	153cm	1,000kg
雌	134cm	600kg

## ● 日本短角種



東北地方北部原産。1957年に審査標準を統一し、日本短角種として登録を一元化。登録は日本短角登録協会が実施。被毛色は濃褐色。

肉質は肉のきめがあら。粗飼料の利用効率が高いことが特徴で、北日本の気候風土に適し、放牧適性が高い。

	体高	体重
雄	145cm	1,000kg
雌	130cm	580kg

## ● 無角和種



1924年に登録が開始され、44年に無角和種として認定されて全国和牛登録協会が登録を実施。被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。

肉質の面では肉のきめなどが黒毛和種より劣る。

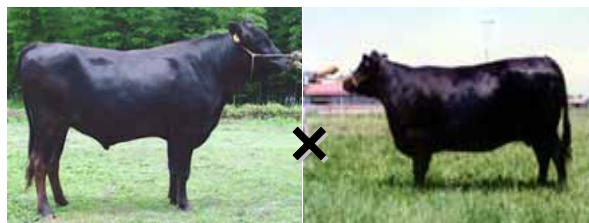
	体高	体重
雄	137cm	800kg
雌	122cm	450kg

## 和牛遺伝資源の海外への流通・海外での販売

平成9～10年の間に、日本から米国へ生体128頭及び精液1万3千本が輸出。  
米国、豪州等で和牛との交雑種等が生産され、その肉が米国、豪州等の市場で  
「Wagyu」「Kobe Beef」の表示で流通している。(商標登録されているものもある。)

豪州・米国

黒毛和種と外国種の交雑種等が生産されている



豪州で取得された和牛の商標の例



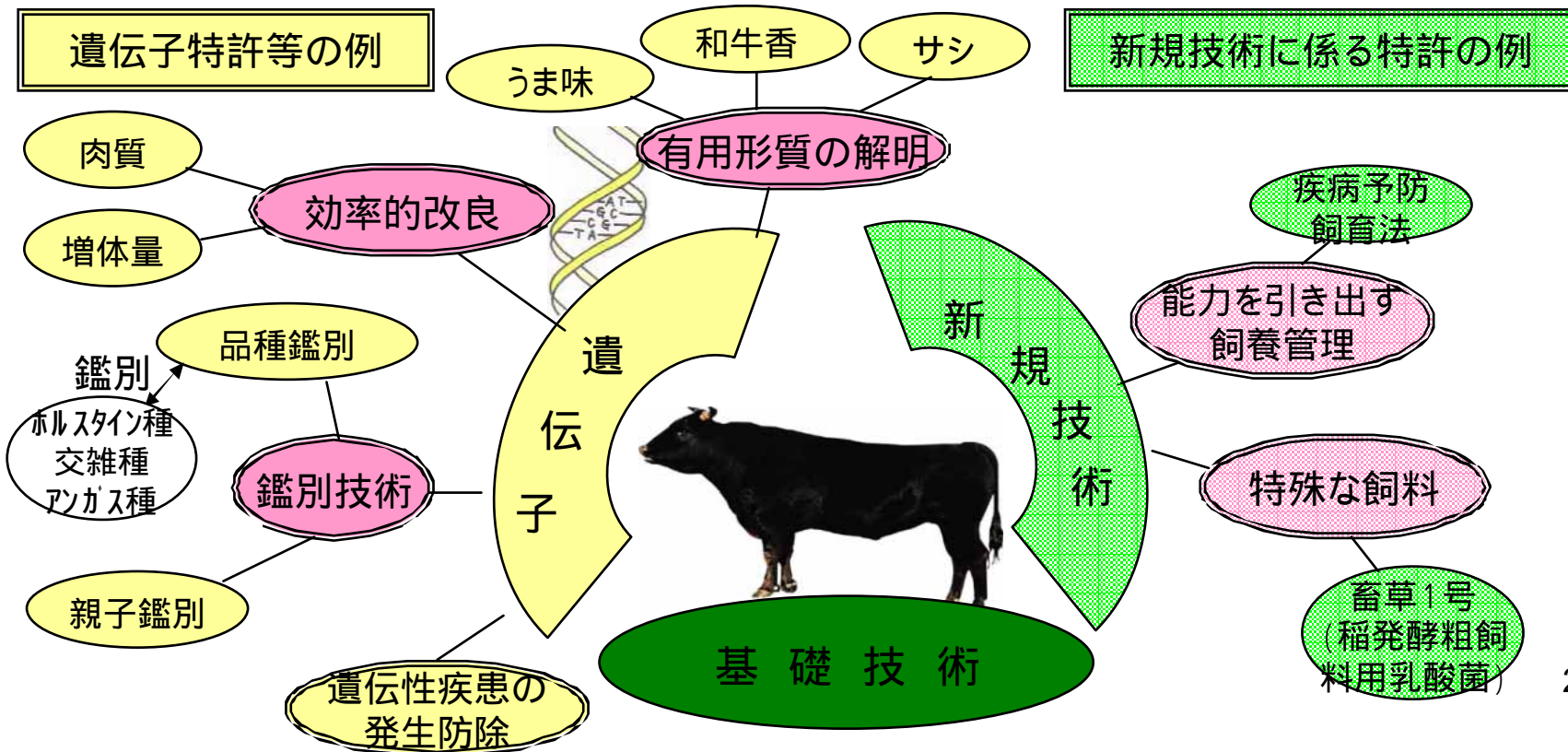
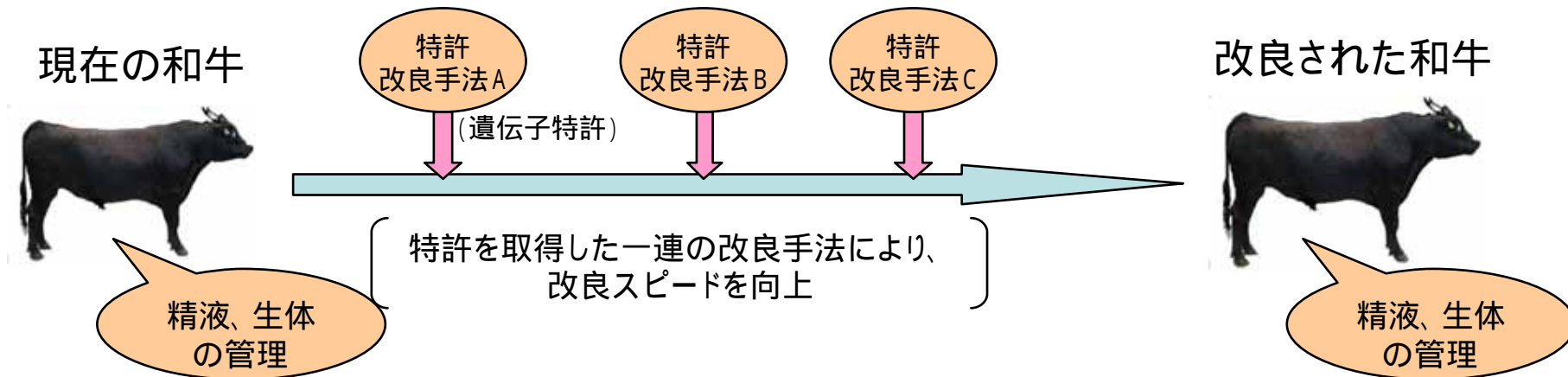
米国で取得された和牛の商標の例



# 植物・動物の品種の保護について

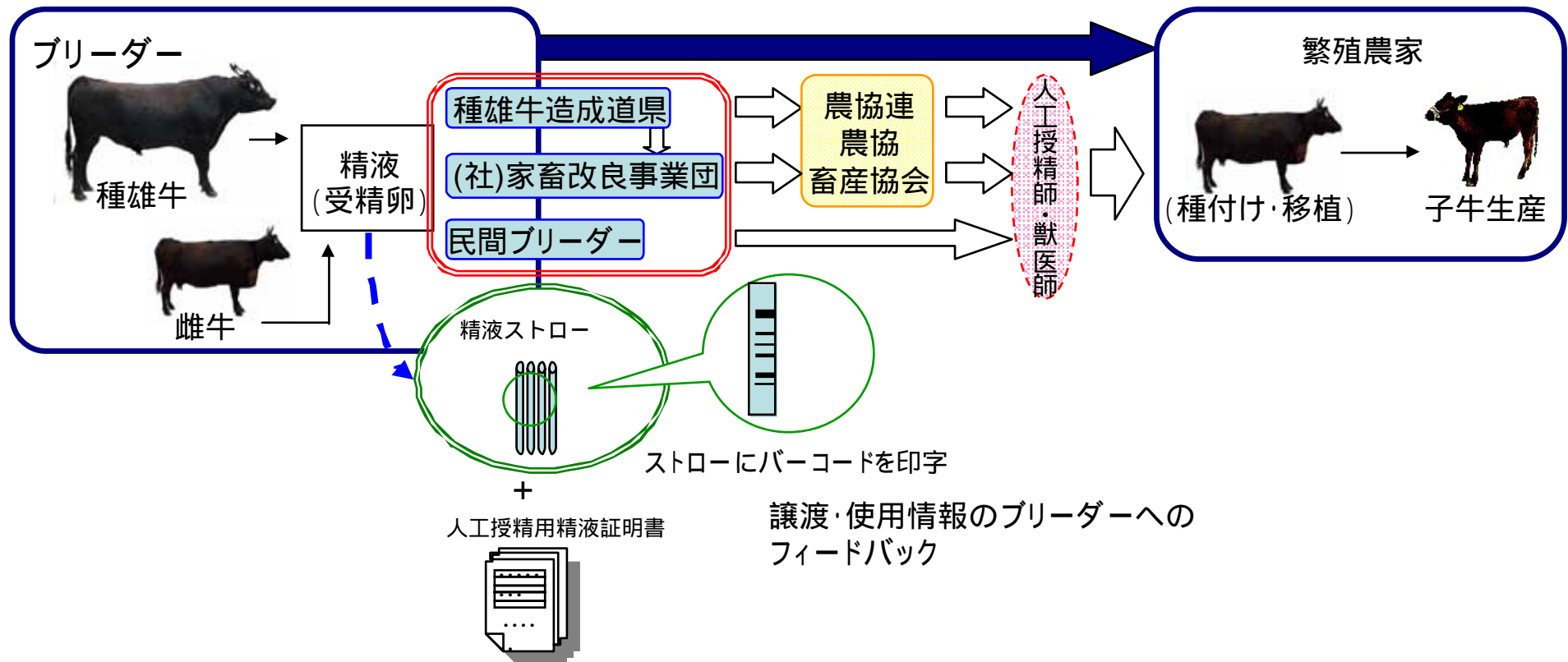
	植物		動物	
	国内	海外	国内	海外
新しい 品種	<p>植物新品種については、種苗法に基づき、育成者権の設定が可能</p> <p>(例) いちご「とちおとめ」 おうとう「紅秀峰」</p>	<p>各国の制度の違いにより、保護される場合と保護されない場合がある</p> <p>(例) いちごは、中国では保護対象だが、韓国では保護されない おうとう、いぐさは、中国でも韓国でも保護されない いんげん豆は、中国でも韓国でも保護対象</p>	<p><b>植物における育成者権のような制度がない</b></p> <p>(例) 和牛肉、和牛精液、動物遺伝資源</p> <p>動物の遺伝資源の保護の対象としては精液が考えられるが、精液の段階では形質が未確定で、精液だけでは産子の能力は不明であるため、植物のような育成者権の設定は困難。</p>	
古い 品種	<p><b>制度的な保護はない</b></p> <p>(例) りんご「ふじ」、 米「コシヒカリ」</p>			

# 特許等における和牛の活用のイメージ



# 精液の流通管理の徹底のイメージ

ブリーダー（精液の生産者）が自主的に精液の管理を厳格化するような体制を構築。  
精液ストロー等にバーコードを印字し、流通管理を実施。



## 6 特許権について

# 特許制度の概要について

**目的：** 発明者に、その発明を公開することを条件に、独占的に実施する権利を与えることにより、発明を奨励するとともに、産業全体の発達を目指す。

**保護対象：** 「発明」 = 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの。

**保護期間：** 最長で出願から20年。ただし、年金の支払いがなければ権利は消滅する。

**特許権の効力：** 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。また、他者に許諾して実施させることができる。

## 特許を取得できる発明とは

### 「発明」の定義

自然法則を利用している

技術的思想である

創作である

高度である

### 特許になる発明の要件

- (1) 産業上利用することができる
- (2) 新規性がある
- (3) 容易に考え出すことができない
- (4) 先に出願されていない
- (5) 公序良俗に違反しない
- (6) 明細書の記載が規定どおり

### ビジネス方法特許とは？

( との関係)

ビジネスの方法・アイデアに関する汎用コンピュータや既存のネットワークを利用したソフトウェアの特許のこと。

例) 不動産管理システム、医療事務システム、電子商取引 等

### 遺伝子特許とは？

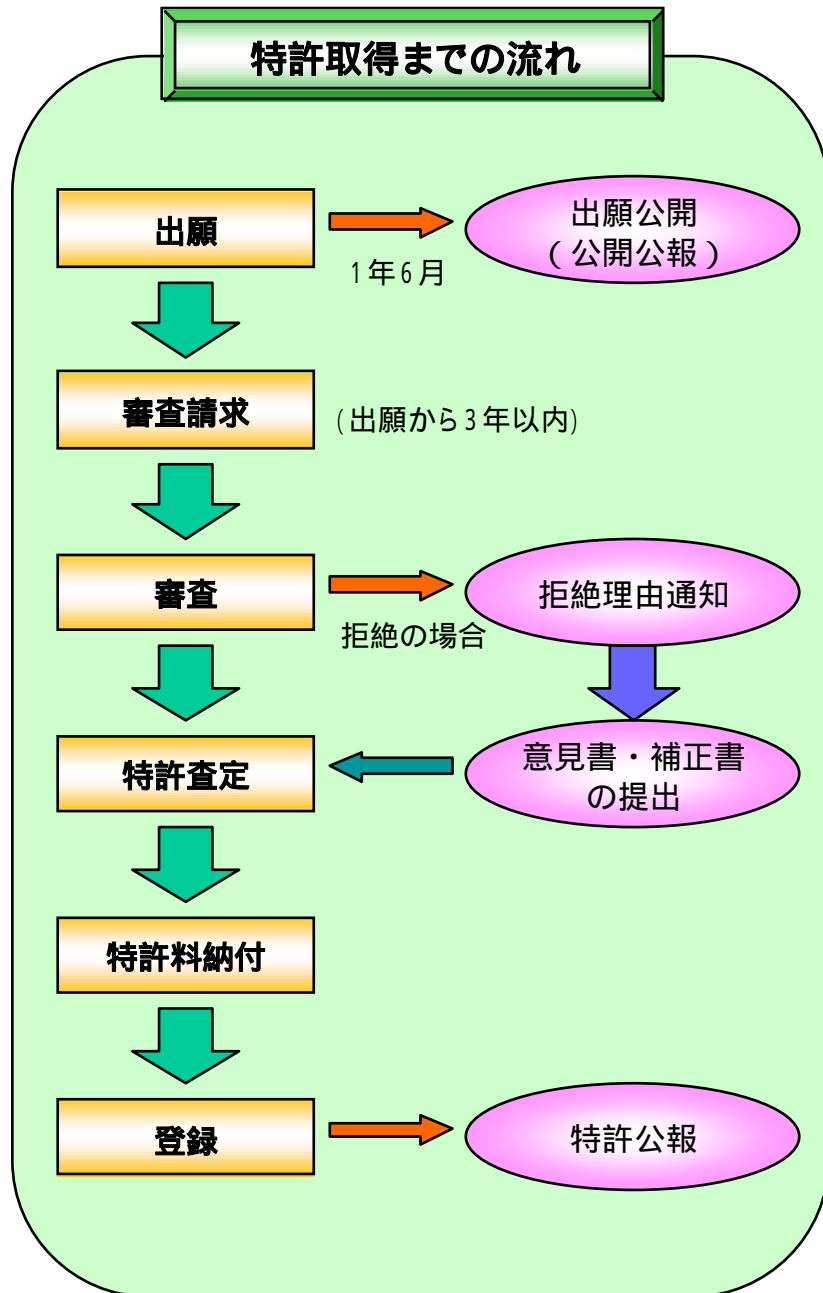
( との関係)

有用形質との関連性等の機能解明を行った遺伝子についての特許のこと。

(天然物を識別することも創作に当たる。)

遺伝子の分析・同定方法や遺伝子の精製法等に関する特許は、遺伝子関連特許。

## 特許取得までの流れ



## 特許出願に要する経費

### 特許庁に支払う費用

出願料	16,000円
審査請求料	168,600円 + 4,000円 × 請求項
特許料	(1~3年) 2,600円 + 200円 × 請求項
	(4~6年) 8,100円 + 600円 × 請求項
	(7~9年) 24,300円 + 1,900円 × 請求項
	(10年~) 81,200円 + 6,400円 × 請求項

軽減措置あり

10年目以降、特許料は格段に高額となる

### 弁理士費用

(目安) 約20~50万円 + 成功報酬

### 外国出願費用

(目安) 約百万円 × 国数

出願料・審査請求料は、平成16年4月1日以降の出願に適用される金額  
特許料は、平成16年4月1日以降に審査請求が行われた出願に適用される金額

## 特許の活用にあたっての留意点

### 特許を取得する目的

特許技術を許諾(ライセンス)することで収益を上げる。

他の人に同様の技術の特許を出願又は取得され使いにくくなることを防ぐ(防衛的取得)

創造のインセンティブ、評価の目安として使う

宣伝(特許公報、HPに掲載されることは全国、全世界への発信になる。)

### 特許出願・取得の効果

出願して1年6ヶ月後に公開(インターネット上で公開されるので、外国からも閲覧可能)

出願時、審査請求時、特許査定後年々、それぞれ費用が発生

これらを踏まえて

### 特許の取得方法の工夫

特許を出願するか、それとも企業秘密として秘匿するか。権利化せずに普及するか。

特許の出願時期をどうするか。

特許を出願する内容をどうするか。

侵害された場合の対応をどうするか。(方法のみの特許は侵害が発見しにくい。)

それとも侵害されてもよいのか。

審査請求するのか。いつするのか(出願してから3年間の猶予)

特許化したものをどう使うか。

弁理士に相談!

# 農業における特許の活用事例

## (事例1) かぼちゃの空中栽培法とその装置 (平成5年出願、平成8年登録)

特許の内容: アーチ型パイプの上にネットを覆い、その上にカボチャの茎葉をはわせ、空中で果実を着果、肥大させることを特徴とした栽培方法及びその装置

権利者: 個人

権利取得後の状況: 独自の栽培方法により、一般的な栽培カボチャとの差別化を図り、高価格販売を可能にたく権利を取得。現在、生産組合を組織し、空中で栽培されたカボチャを「空飛ぶパンプキン」として商標登録し、ブランド品として通常の約2倍の価格で取引されている。今後もブランドイメージを販売戦略としていくため、権利を維持。



病害虫の発生が少なく、高品質な果実が生産され、収穫作業の軽減化が可能。

事例1 : 特許公開情報をもとに、農林水産省生産局にて権利者に聞き取り調査 (2006年11月)

事例2 : 農林水産省企画評価課にて権利者に聞き取り調査 (2007年2月)

事例3 : 特許公開情報による

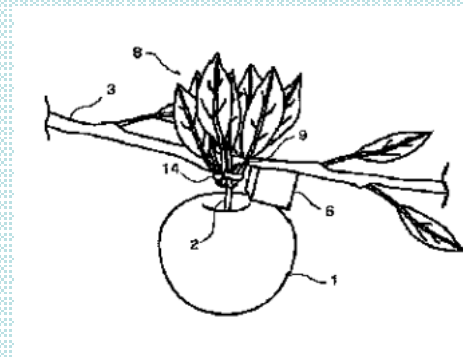
## (事例2) ビンの中で咲くトルコギキョウ (平成17年出願)



寒天培地の栄養分や育て方の工夫で、草丈をビンの中に入る程度の短さにすることを可能とした。

出願者: 公設試験場  
民間企業

## (事例3) リンゴ等果実の着色促進方法と その資材セット (平成15年出願、平成16年登録)



リンゴ等の果樹栽培において、果実を覆う葉を結束する資材を用いる。これにより、葉摘みすることなしに、偏りのない着色が促される等の効果がある。

権利者: 農業法人

## 7 地域ブランド・商標権について

# 商標制度の概要について

**目的**：商標を保護することにより、業務上の信用の維持を図るとともに、消費者の利益を保護する。

**保護対象**：「商標」＝文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの、業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用するもの。

**保護期間**：登録から10年。何度でも更新ができ、半永久的に保護できる。ただし、3年以上使用しないと、第三者の請求により取消される。

**商標の三大機能**： 出所表示、 質の保証、 広告

## 登録商標の例

文字商標

夕張メロン

前沢牛

立体商標



図形商標



結合商標



## 登録を受けることができない商標

国旗や赤十字、公共機関等の標章と紛らわしい商標  
 公の秩序等を害するおそれがある商標  
 他人の登録商標又は周知・著名商標と紛らわしい商標  
 種苗法に基づく品種登録を受けた品種と同様の名称で、その品種の種苗等に係る商標 等

## 商標出願に要する経費

出願料

6,000円 +  
15,000円 × 区分数

登録料

(当初)  
66,000円 × 区分数

(更新)  
151,000円 × 区分数

# 地域ブランドによる高付加価値化の取組

地域独自の価値を見だし、それを価値ある商品として販売する「地域ブランド戦略」は、大量生産・低コスト化を目指すことのできない国内産地の生き残り策。

## 地域ブランドの事例



だだちゃ豆



土佐節



関あじ・関さば



下仁田ねぎ



紀州南高梅干し



夕張メロン



仙台みそ

# 地域団体商標制度について

商標法の改正によって、平成18年4月1日より、地域団体商標制度が施行、出願受付がスタート。  
 地域団体商標制度とは、地域の名称と商品(役務)の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合や農業協同組合等の団体が、その構成員に使用させる「地域団体商標」として登録することを認める制度。

これまで、地域名と商品(役務)名からなる商標は、全国的に周知となった場合又は図形との組合せでなければ登録できなかったが、本制度により地域名を冠した商標登録が容易になった。

## 地域団体商標制度

「**地域名**」+「**商品名(役務名)**」  
 のみからなる文字商標を保護

### 要件

出願人が組合等の団体であること  
 (農協、漁協、商工組合等)  
 地域名と商品(役務)に密接関連性があること  
 使用による一定程度の周知性があること 等

## 地域団体商標の現状

【出願状況(平成19年5月31日現在)】

**総出願件数 722件**

(うち農林水産物・食品 495件)

【登録査定状況(平成19年7月10日現在)】

**登録査定総数 243件**

(うち農林水産物・食品 130件)

## 登録査定された地域団体商標の例

商標	出願人	都道府県
十勝川西長いも	帯広市川西農業協同組合	北海道
たっこにんにく	田子町農業協同組合	青森県
小田原かまぼこ	小田原蒲鉾水産加工協同組合	神奈川県
加賀みそ	石川県味噌工業協同組合	石川県
飛騨牛乳	飛騨酪農農業協同組合	岐阜県
松阪肉	松阪農業協同組合 他	三重県
京つけもの	京都府漬物協同組合	京都府
関さば	大分県漁業協同組合	大分県
知覧茶	南さつま農業協同組合	鹿児島県
沖縄そば	沖縄生麺協同組合	沖縄県

商標権が登録されるためには、査定の送達があった日から30日以内に登録料を納付することが必要。

# 海外での商標権侵害等の現状

## 水産物の模倣被害の例

平成18年4月、台湾の量販店で北海道漁連のパッケージを模倣したホタテが販売されていた。

〔偽物〕



〔本物〕



平成18年10月、台湾の量販店で北海道産と偽った表示のコンブが販売されていた。

販売者の書き方も、漁連の住所も、北海道産の商品ではあり得ない書きぶり。



## 商標の先出願の事例

### 中国における「青森」の商標出願

2002年7月 中国広州市の企業が「青森」を商標出願(中国では「緑の森」の意味。)

2003年4月 中国で「青森」の商標が公告

2003年7月 青森県内の24団体が協議会を設立し、中国の商標局に対して「青森」商標の異議申し立て

他にも、「九谷焼」、「穂香」などが出願されたという情報あり。

### フィリピンにおける商標出願

平成17年(2005年)8月、企業より、フィリピンにおいて日本の商標が大量に出願されたという情報提供あり。

例

- ・アサヒビール
- ・ニッカウヰスキー
- ・あきたこまち
- ・こしひかり
- ・ササニシキ
- ・ひとめぼれ 等

## 8 研究成果の活用について

## 独法研究機関の特許活用事例

農林水産関係独立行政法人研究機関においては、新技術や新品種等の活用により、機能性を持つ新食品・新素材を開発し、民間企業や産地と協力しながら商品化する取組を実施。

### メチル化カテキン茶「べにふうき」

メチル化カテキン：  
花粉症緩和作用(抗アレルギー作用)  
が期待される

メチル化カテキンを多く含む茶の新品種「べにふうき」を育成。

民間企業と共同で、メチル化カテキンの抽出技術を開発し、特許を取得。

民間企業が「べにふうき緑茶」の飲料等を商品化。



### ギャバを富化した発芽玄米

GABA(ギャバ)： -アミノ酪酸  
(Gamma-Amino Butyric Acid)の略  
血圧の上昇を抑制する作用が期待される

玄米を水に漬けて発芽させると、胚芽部分でギャバが増加することを発見。その製造法を開発し、特許を取得。

民間企業がギャバを富化した発芽玄米等を商品化。



## TLOを通じた技術移転の促進

大学や国の試験研究機関等における研究成果の活用を促進するため、これら研究機関の持つ特許権等の専用実施権の設定や実施許諾により民間企業への研究成果の移転を促進する、技術移転機関(TLO(Technology Licensing Organization))が設置されている。

TLOは、企業への情報提供やマーケティングを行う。国の承認又は認定を受けたTLOは、特許料の減免措置等を受けられる。

農林水産省は、平成15年6月に、農林水産関係独法研究機関の特許等を扱う「AFFTISアイピー」((社)農林水産技術情報協会)を認定。



AFFTISアイピー技術移転実績

	15年度 (6月~)	16年度	17年度	18年度
実施許諾の新規及び更新契約数 (括弧内は特許権等の数)	3 (5)	28 (62)	24 (64)	46 (59)

ライセンス契約例  
 一時金(百万円) + 売上げの %

注:「AFFTIS(アフティス)アイピー」は「社団法人農林水産技術情報協会」と「知的財産権」の英語略称を組合わせた農林水産大臣認定TLOの愛称  
 AFFTIS Agriculture, Forestry and Fisheries Technical Information Society  
 アイピー Intellectual Property

# 農林水産知的財産ネットワークの構築

農林水産知財戦略に基づき、農林水産分野の知財の活用をより促進していくためには、**民間企業がより利用しやすい形で、分野を絞った、企業ニーズも得られる双方向ポータルサイト及びコンテンツの構築による情報提供が不可欠。**

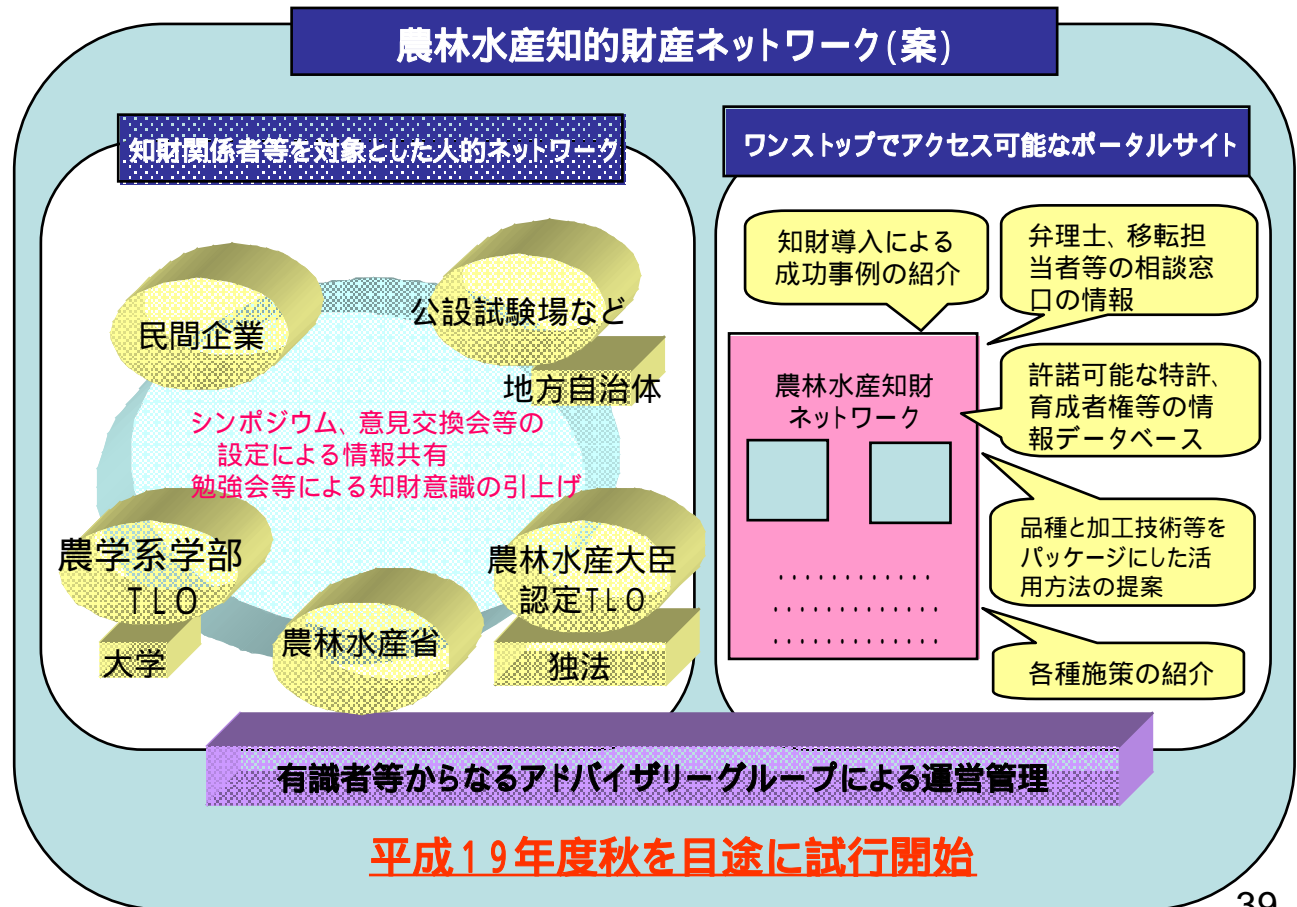
また、知財活用のプレイヤーとなる人材の確保のためには、知財スキルの向上をねらった知財研修等を引き続き実施するとともに、**研究機関、TLO等をネットワーク化し、相互支援体制の構築が必要。**

**情報の受け手の意識  
(企業ニーズ)**

研究成果情報を入手しやすい環境づくり  
活用しやすい情報提供が必要  
イベントだけでなく常時アクセス可能なシステムが必要  
ALL JAPANの農林水産研究機関の研究成果を対象とすべき

**情報の出し手の意識  
(TLOの問題意識)**

売り込みには成功事例の発掘・提示が重要  
特許情報をそのまま提示するのではなく、訴求力を高める工夫  
知的財産に関する意識を高めることが必要  
単独組織だけでの問題解決は困難であり相互支援体制が必要



## 9 政府及び農林水産省の取組について ～ 農林水産省知的財産戦略の策定～

# 政府としての「知的財産」推進の取組

- 2002年(平成14年)2月、小泉首相の施政方針演説において、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。」と表明。
- 2002年3月、総理を本部長として民間有識者を加えた「知的財産戦略会議」を設置。同年7月に「知的財産戦略大綱」をとりまとめ。これを受け、同年12月に「知的財産基本法」を制定。
- 改革の第1期(2003年～2005年)は、商標法、種苗法の改正など基本的な制度改革と、産学官の協力体制の整備を中心に実施。2006年からの第2期は、「世界最先端の知財立国を目指す」との目標の下、改革の実効を上げ、国際競争力強化につなげる施策を行うこととしている。

## 知財対策推進体制の整備

- 2002年2月 小泉首相の施政方針演説
- 2002年3月 知的財産戦略会議の設置
- 2002年7月 知的財産戦略大綱の策定
- 2002年12月 「知的財産基本法」の制定
- 2003年3月 知的財産戦略推進本部(本部長:内閣総理大臣)を設置  
内閣官房に知的財産戦略推進事務局を設置
- 2003年～2007年 毎年、知財推進計画を策定

## 主な施策

**第一期**  
(2003  
～2005)

### 基本的な制度改革

- 2003年3月 関税定率法の一部改正
- 2003年6月 種苗法の一部改正
- 2004年6月 知的財産高等裁判所設置法の制定
- 2005年6月 商標法の一部改正
- 2005年6月 種苗法の一部改正

### 産学官の協力体制の整備

- 2003年7月 43の大学に知財本部を設置
- 2006年3月末現在 TLO(技術移転機関)を全国47箇所に設置

**第二期**  
(2006  
～2008)

知的財産立国の実効を上げる。  
知的財産を活用した国際競争力強化  
新たな課題に対応した制度整備<sup>1</sup>

## 農林水産省のこれまでの取組

- 知的財産の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等、「攻めの農林水産業」の展開に向けた重要な政策課題との認識の下、平成18年2月、農林水産省内に「**農林水産省知的財産戦略本部**」を設置。
- 平成18年7月には、大臣官房企画評価課に「**知的財産戦略チーム**」を設置し、農林水産省内の統一的な推進体制を強化。
- 平成19年3月の第5回本部において、農林水産省としての総合的な対策をまとめた「**農林水産省知的財産戦略**」を策定。

# 農林水産業・食品産業分野における知的財産政策の考え方

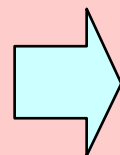
## 創造・発掘・活用

研究開発の促進、成果の実用化  
現場の技術・ノウハウの発掘・活用  
地域資源(農村景観・食文化)の  
再発見・活用  
地域ブランドの創造・活用  
日本ブランド対策

## 保護

育成者権の保護  
海外での侵害への対応  
特許権取得等による  
創造者の利益確保  
地域や国としての戦略的活用

現状: 無形の価値を「知的財産」と認識し、  
適切に取り扱うとの意識が薄い。



普及啓発・人材育成

# 知的財産で農林水産業に付加価値を！

～農林水産省知的財産戦略の考え方～

## 戦略のポイント

概ね3年間で実施すべき施策をとりまとめ

研究、生産現場、海外の各分野で知的財産(新しい価値)の創造と活用を戦略的に実施。

付加価値のあるもの、新たな産業分野の開拓

**創造・活用の促進**

価値の創造・活用を進めるために必要な以下の施策についても推進。

- 適切な保護の制度や体制の整備
- 農林水産分野の知的ストックを「知的財産」と認識する意識改革

**保護の強化**

**普及啓発・人材育成**

## 創造・活用の促進

### 研究・技術開発分野

農林水産業・食品産業の発展の基盤は「技術」であり、競争力強化のためには、ニーズを的確に把握した上で、新しい技術を開発し、実用化することが必要。

#### 研究開発を活用した新需要・新産業創出

機能性食品やバイオマス燃料等新食品・新素材の新たな需要創造につながる研究成果を、企業との共同の実用化研究、事業化に必要な施設整備等への支援により、実用化・事業化を推進



#### 遺伝子特許の取得と新品種創出や育種改良の促進

新品種の保護制度のない家畜については、遺伝子特許の取得を促進し、これを活かした育種改良で価値の高い食用種を育成  
また、イネ、ダイズ、野菜等について、有用遺伝子の機能解明・特許化を活用して減農薬栽培用品種、高バイオマス品種等を育成



#### 研究ニーズの発掘と研究成果の実用化促進

##### (1) 農林水産知財ネットワーク（仮称）の構築

大学、中央・地方の農林水産分野の試験研究機関等約8割の参画を目指したネットワークを構築し、各々の特許・研究成果の情報を一元化して相互活用による実用化を促進

##### (2) 新分野開拓に向けた連携強化

医療や工業等他分野を含めた需要開拓のため、研究機関に外部専門家を活用した「リエゾンオフィス」を設置し、共同研究や実用化・商品化を促進

## 生産現場・農山漁村

全ての農林水産業関係者が、技術・ノウハウを「知的財産」と認識し、戦略的に活用することが重要。

生産者や現場の指導者のための知財取扱指針作成

現場の農林水産業者や指導者が現場の技術・ノウハウ等の知財を発掘・創出・実用化・保護のための指針を作成し普及

農山漁村の景観・伝統文化等を「知的財産」ととらえ、農林水産業や地域の活動とうまく組み合わせて、地域活性化につなげていくことが重要。

身近な景観や食文化等地域資源の再発見・活用

企業等の地域活動への参画支援、郷土料理百選の実施等



地域独自の資源としての農林水産物・食品を発掘・開発し、商品化・ブランド化する地域の取組を促していくことが必要。

地域ブランドの発掘・創造支援

成功事例の収集・分析、アドバイザー派遣等



## 海外

世界の食料・食品市場が拡大し、また日本食ブームが広がりつつある中で、日本産のものが区別され、また、その特徴が市場で認知されることが必要。

日本ブランド対策

和牛、日本産果実の統一マークを策定、貼付し、輸出を促進。



## 保護の強化

### 権利侵害への対応強化

- ・DNA識別鑑定能力の向上
- ・侵害対応に備えた全登録植物品種の保存体制構築

### 育成者権



平成18年11月に開催した植物新品種の育成者権行使に関する国際会議



### 海外での育成者権保護強化

東アジアでの植物品種保護制度の共通の基盤の構築のため、制度調和、技術協力、人材育成を推進する「東アジア植物品種保護フォーラム(仮称)」の設置を提唱

### 家畜の遺伝資源の保護

和牛の精液の流通管理の徹底  
「和牛」表示の厳格化 等

精液ストロー



黒毛和種



褐毛和種



日本短角種



無角和種



## 普及啓発・人材育成

農林水産業者・研究所・普及指導員等における意識啓発、知識の普及  
知財関係支援・相談に対応できる指導的人材を3年間で1000人程度育成

# 農林水産省

The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

施策: [基本](#) | [食料](#) | [消費](#) | [生産](#) | [経営](#) | [農村](#) | [林野](#) | [水産](#) | [国際](#) | [研究](#) | [統計](#) | [専門用語解説](#)

[メールマガジン](#) | [サイトの使い方](#) | [サイトマップ](#) | [情報検索](#)

[農林水産省について](#) | [報道・広報](#) | [地域の動き・情報](#) | [意見の募集・お問合せ](#) | [電子政府](#)

[トップページ](#) > [施策の動き・情報](#) > [審議会等情報](#) > [知的財産・地域ブランド情報](#)

## 知的財産・地域ブランド情報

### 農林水産省知的財産戦略 (H19 年 3 月)

[農林水産省知的財産戦略\(概要\) \[PDF:99KB\]](#)

[農林水産省知的財産戦略 \[PDF:46KB\]](#)

### 農林水産省における知的財産戦略の対応方向 (H18 年 6 月)

[農林水産省における知的財産戦略の対応方向\(ポイント\) \[PDF\]](#)

[農林水産省における知的財産戦略の対応方向 \[PDF\]](#)

### 農林水産省知的財産戦略本部

#### 省内の各課題に関する検討会

[植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会](#)

[家畜の遺伝資源の保護に関する検討会](#)

[食肉の表示に関する検討会](#)

#### 知的財産権テキスト

[農林水産行政担当者のための知的財産権入門 \[PDF:2.6MB\]](#)

[\(別冊\)知的財産権制度 \[PDF:6.3MB\]](#)

#### 地域ブランド関係情報

#### 関連機関リンク

